

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年2月6日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 伊藤 隆行

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度放射線業務に従事する職員に関する放射線障害防止管理業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(3) 納入場所

入札説明書による。

(4) 入札方法

入札金額は、放射線障害防止管理業務に係る総価と内部被ばく線量測定費用に係る予定総価の合計額とする。入札者は、放射線障害防止管理業務に係る総価並びに内部被ばく線量測定費用に係る単価及び予定総価並びにこれらの合計額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中でないこと。

(4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「その他」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

※ 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを3.(3)に示された日の前日17時までに提出すること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所等

①契約条項を示す場所及び問合せ先

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル18階

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門 担当 石井

TEL 03-5114-2103

FAX 03-5114-2174

メールアドレス satomi_ishii@nsr.go.jp

②入札説明書の交付

原子力規制庁ホームページの「調達情報」から「物品・役務」>「一般競争入札」より必要な件名を選択し、入札競争説明書のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

<http://www.nsr.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/index.html>

(2) 入札説明会の日時及び場所

開催しない。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和2年3月9日（月）14時15分

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

※開札は入札終了後直ちに行う。

4. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札

(3) 契約書の作成 要

(4) 競争参加資格を有する入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約締結日までに令和2年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

なお、本調達は、令和2年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とすることとする。
(6) 詳細は入札説明書による。

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。